

## 林地開発許可申請の事前確認事項

### 1 土地利用規制状況の確認

- 他法令の規制状況はあるか。
- 希少野生動植物の確認はしたか。(静岡県自然保護課)

### 2 森林法規制状況の確認

- 開発予定地は森林か。→森林区域の確認:立地調査依頼(静岡県中部農林事務所治山課)
- 開発予定地内の森林区域(地域森林計画対象森林:通称「5条森林」が1ha を超えて含まれるか。  
チェックなし→3へ チェックあり→4へ

### 3 小規模林地開発の手続き

伐採及び伐採後の造林届出書の提出

- (1)届出者:開発を行う者
- (2)届出時期:伐採開始の90日前から30日前
- (3)提出書類(1部)

※伐採及び伐採後の造林届出書の添付書類は、伐採造林届の添付書類に係るチラシを確認してください。

### 4 林地開発の手続き

林地開発許可申請書の提出

- (1)申請者:開発を行う者
- (2)申請時期:随時受付
- (3)提出書類(2部)※静岡市林地開発許可申請書記載要領を確認してください。

## 5 よくある質問と回答

Q1 事前協議書の提出は必要ですか？

A1 事前協議の制度はありません。

担当者に内容の確認を行いながら申請書を作成してください。

Q2 森林審議会にかかりますか？

A2 林地開発許可に当たっては、全て森林審議会(林地保全部会)に諮ります。

開催は年4回(6、9、12、3月)です。森林区域の改変面積が5ha未満の場合、森林審議会の開催を待たずに許可できる場合があります。

Q3 申請書はいつまでに提出する必要がありますか？

A3 森林審議会(林地保全部会)の開催の2ヶ月前までに、担当者の確認をすべて終えた(修正の必要がない)申請書を提出してください。

Q4 市の土地利用事業の対象ですが、先に林地開発の許可となりますか？

A4 市の土地利用事業の承認申請書と、林地開発許可申請書の作成、協議は同時に行い、双方の規制をクリアできるようにしてください。

先に市の土地利用事業の承認があれば、その承認をもって市長の同意に代えることができます。

Q5 森林審議会(林地保全部会)の開催から、何日程度で許可となりますか？

A5 特に問題がなければ、1ヶ月程度で許可となります。

Q6 調整池を設置する場合、放流先河川はどこまで確認が必要ですか？

A6 基本的に第一次放流先の河川等の管理者の同意のみで差し支えないが、第一次放流先の河川等の管理者が河川等の管理に著しい影響を及ぼすと判断する場合には、必要な範囲の下流河川等の管理者の同意を得ること。

Q7 地元への説明会は必要ですか？

A7 静岡市森林における開発行為の許可に係る指導要綱・要領に基づき、周辺自治会へ周知してください。

Q8 太陽光発電施設を計画しています。必要な森林率は何%になりますか？

A8 森林率25%以上を確保してください。